

ご意見への回答

平成 27 年 4 月 3 日
図書館 長

【件名】

インターネットのプリントアウトについて

【ご意見】

福島市 70代 男性

インターネットを利用させていただいております。

調べ物が多く、書き取るのが大変なので、限定一枚でもプリント出来るとありがたいのですが。

【回答】

ご意見に回答します。

著作権法第 31 条の規定により、図書館は、営利を目的としない事業として、本館が所蔵する資料を用いて著作物を「複製」（具体的にはコピーやプリントアウト）することができることとされていますが、インターネット上の情報は「本館が所蔵する資料」に該当しないことから、「複製」することはできません。

従いまして、当館ではインターネットについては、パソコンでご覧いただくだけにしております。

なお、個人的に又は家庭内など限られた範囲内で使用することを目的とする場合などにつきましては、「複製」することができることとされております。

(担当：資料情報サービス部長 電話 024-535-3218)